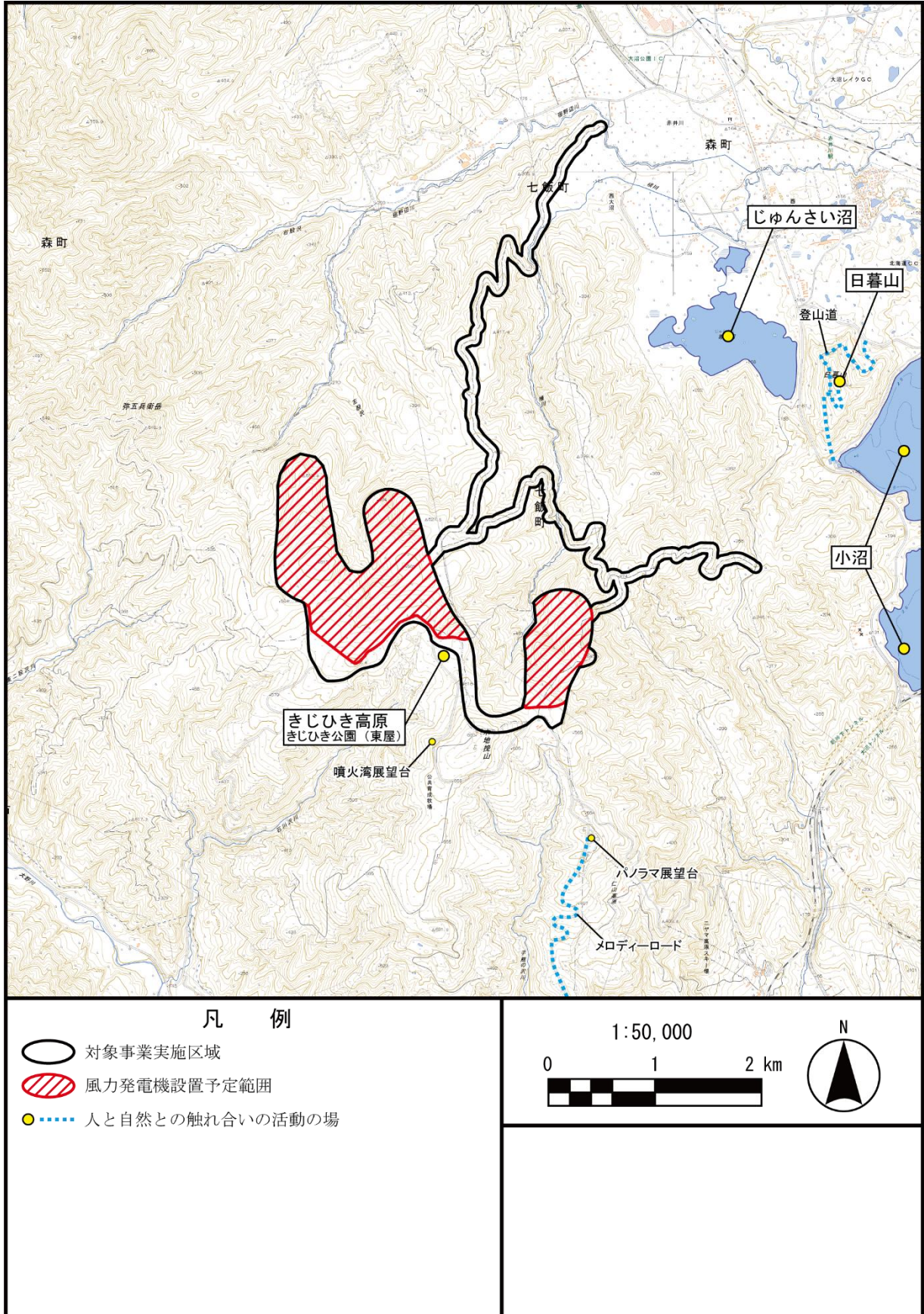


食物連鎖模式図



きじひき高原の施設について

## 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-53 のとおりである。

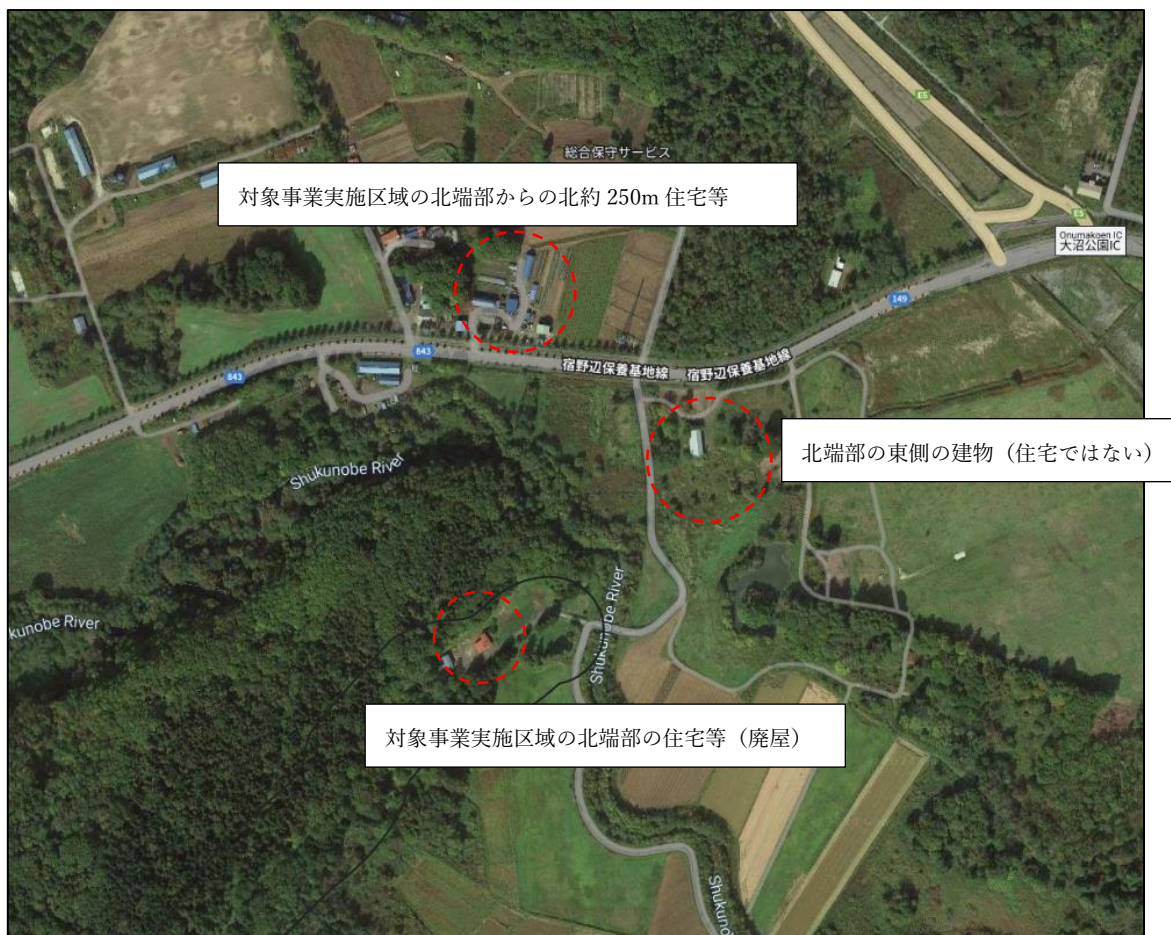
表 3.2-53(1) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無					
			七飯町	北斗市	森町	対象事業 実施区域 及びその 周囲	対象事業 実施区域	
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	×	×	
		農業地域	○	○	○	○	○	
		森林地域	○	○	○	○	○	
	北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	○	○	○	○	○	
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○	×	×	
		水域類型指定	○	○	○	×	×	
	大気汚染防止法	—※1	×	×	×	×	×	
	水質汚濁防止法	—※1	×	×	×	×	×	
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	×	×	
	振動規制法	規制地域	○	○	○	×	×	
	湖沼水質特別措置法	指定湖沼	×	×	×	×	×	
	悪臭防止法	規制地域	○	○	×	×	×	
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×	
		国定公園	○	×	○	○	○	
	北海道立自然公園条例	道立自然公園	×	×	×	×	×	
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	×	×	×	
	北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域	×	×	×	×	×	
		環境緑地保護地区	○	○	×	○	×	
		自然景観保護地区	○	○	×	○	×	
		学術自然保護地区	×	×	×	×	×	
			記念保護樹木	○	○	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×	
	都市緑地法	特別緑地保全地域	×	×	×	×	×	
		緑地保全地域	×	×	×	×	×	
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	○	
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	○	×	×	○	×	
	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	生息地等保護区	×	×	×	×	×	
北海道自然環境保全指針	すぐれた自然地域	○	○	○	○	—※2		
	身近な自然地域	○	○	○	—※2	—※2		
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	○	×	×	
		道指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	○	×	×	
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	○	×	×	
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	×	
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○	○	
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×	

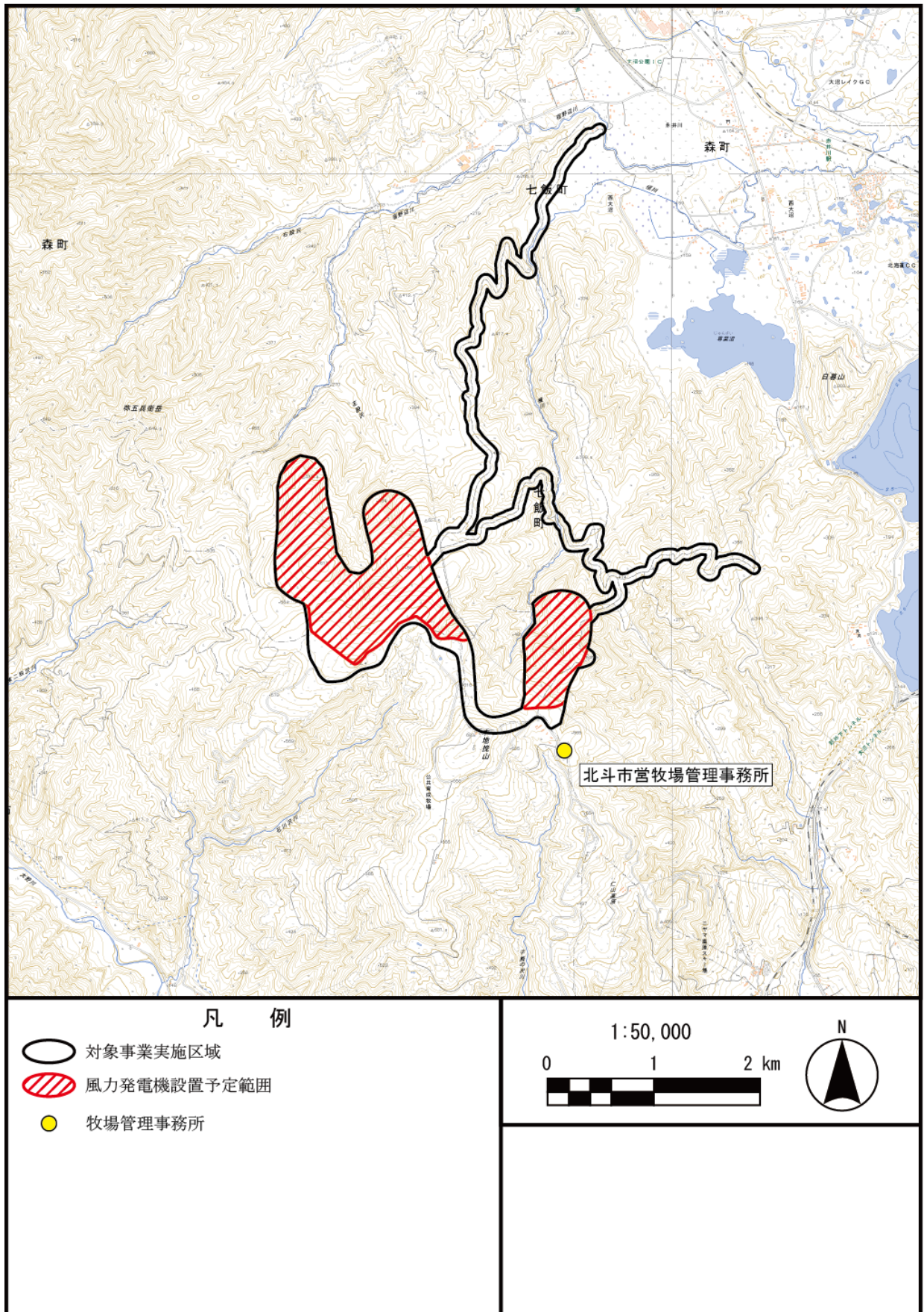
注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. 「—※1」は、地域地区等の指定を対象としないことを示す。

3. 「—※2」は、対象の指定範囲が明確でないため、判別できないことを示す。



対象事業実施区域北端部付近の住宅等の状況



北斗市営牧場管理事務所の位置